

# 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書の概要

## 国民保護・防災部防災課

### 1 検討の趣旨等

消防庁では、東日本大震災を踏まえ、今後発生が懸念される巨大地震等に起因する津波災害に対する地方公共団体の取組を推進するため、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月）の内容について見直しを行うこととし、平成24年6月から、有識者や地方公共団体の防災担当者等からなる「津波避難対策推進マニュアル検討会」（座長：室崎益輝関西学院大学総合政策学部教授（当時））を開催するとともに、2市町（徳島県海陽町・愛知県弥富市）において津波避難についてのワークショップや津波避難訓練を実施し、それらの内容を「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（以下、「本報告書」といいます。）としてとりまとめました。

以下では、本報告書の「市町村における津波避難計画策定指針」及び「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」の概要等についてご紹介します。

#### ◇報告書の構成

- 第1章 検討の目的等
- 第2章 市町村における津波避難計画策定指針
- 第3章 地域ごとの津波避難計画策定マニュアル
- 第4章 資料編



第1回検討会の様子

### 2 津波避難計画策定等にあたっての都道府県、市町村、住民の役割

- ①都道府県：市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針策定、市町村における津波避難計画策定及び避難訓練実施への支援、津波浸水想定の設定・公表
- ②市町村：市町村全体の津波避難計画策定及び避難訓練の実施、住民参画による地域ごとの津波避難計画

- 策定の支援、津波ハザードマップの作成・周知
- ③住民：地域ごとの津波避難計画策定、避難訓練の実施又は参加

### 3 市町村における津波避難計画策定指針について

本報告書は、津波避難を円滑に実施するためには、地域の実情を踏まえつつ、広域的かつ統一的な考え方に基づいた津波避難計画を策定する必要があることなどから、都道府県は市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針を策定する必要があるとし、都道府県が策定する指針の参考となる「市町村における津波避難計画策定指針」を示しています。この策定指針には、東日本大震災の教訓や知見、東日本大震災を受けた法制度等の見直し、平成14年3月以降に作成されたガイドライン等の内容が反映されています。

平成14年の報告書で示された内容からの主な変更点は、次のとおりです。

- ①津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの主体的な避難行動が基本となることを記述
- ②津波浸水想定は、津波防災地域づくり法の規定に基づき都道府県が最大クラスの津波を想定し、設定・公表
- ③津波の危険から緊急に避難するための施設等である「緊急避難場所」と、中長期にわたって避難する施設である「避難所」とを峻別
- ④東日本大震災時の平均避難速度等を考慮し、地域の実情に応じた避難可能距離等を設定すること、これらは避難訓練により検証し、見直すべきことを記述
- ⑤避難誘導等に従事する者の安全確保について留意すべきことを明記
- ⑥住民のみならず、観光客、漁業・港湾関係者等の幅広い参加による実践的な避難訓練を定期的実施し、その成果や反省点を津波避難計画等へ反映させるべきことを記述
- ⑦自らの命は自らが守る観点に立ち、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合にはできうる限り迅速に高い場所へ率先して避難することなど、住民等に對する津波防災教育・周知の重要性を強調

### ◇津波避難計画において定める必要がある事項

|                    |  |
|--------------------|--|
| 1 津波浸水想定区域図        | ①最大クラスの津波の設定<br>②計算条件の設定<br>③津波浸水シミュレーションの実施<br>④津波浸水想定の設定<br>⑤津波到達予想時間の想定 |
| 2 避難対象地域           | 1 津波浸水想定区域図に基づき避難対象地域を指定   |
| 3 避難困難区域           | 予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域の抽出   |
| 4 緊急避難場所等、避難路等     | 緊急避難場所・津波避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定   |
| 5 初動体制             | 職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化  |
| 6 避難誘導等に従事する者の安全確保 | 退避ルールの確立、情報伝達手段の整備   |
| 7 津波情報の収集・伝達       | 大津波警報・津波警報、津波注意報等の収集伝達手段・体制等   |
| 8 避難指示、勧告の発令       | 避難指示、勧告の発令の基準、手順、手段等   |
| 9 津波防災教育・啓発        | 津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等                                      |
| 10 避難訓練            | 避難訓練の実施体制、内容等  |
| 11 その他の留意点         | 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策  |

### (2) ワークショップにおける役割

- ①住民等：ワークショップを開催し、地域ごとの津波避難計画を策定し、地域住民等へ周知
- ②市町村：住民等に対して、ワークショップ開催を促すとともに、ワークショップの運営に参画
- ③都道府県：ワークショップの運営を支援

### (3) ワークショップにおける検討事項

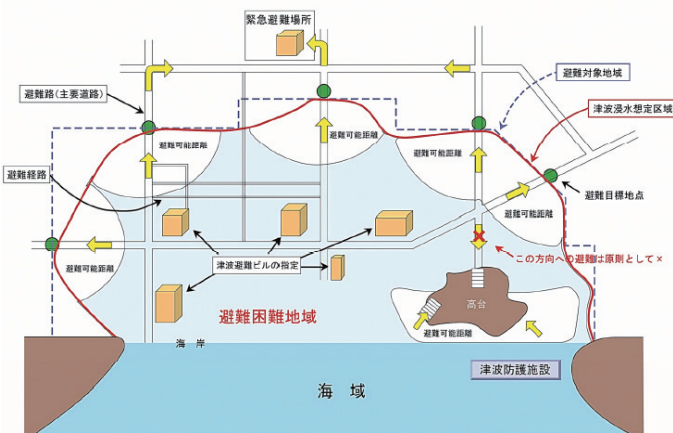
- ①津波の危険性の理解を深める
- ②津波からいかに避難するかを考える
- ③避難訓練で検証する
- ④今後の津波対策を考える

### (4) ワークショップ終了後の留意事項

- ①ワークショップ参加者が中心となって津波避難計画を周知させ、地域住民全てが津波避難を考える
- ②住民と行政が協働し、津波避難対策を進めていく
- ③避難訓練等により、津波避難計画を見直す
- ④継続的に取り組む

### (5) 実施例の紹介

徳島県海陽町と愛知県弥富市において実施したワークショップや避難訓練について紹介しています。



◇津波避難計画の概念図



ワークショップの様子

## 4 地域ごとの津波避難計画策定マニュアルについて

### (1) ワークショップによる地域ごとの津波避難計画の策定

本報告書は、その地域の情報に詳しい住民が地域ごとの津波避難計画づくりに参加することで、より実効性の高い計画を策定することができることから、住民参加のワークショップ形式を用いて地域ごとの津波避難計画を策定する手法について参考となる「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」を示しています。また、住民が計画づくりを通して学んだことをそれぞれの地域に持ち帰り、自らの地域の防災力を向上させることも、この計画づくりの目的の一つとしています。

※報告書及び報告書の内容に沿った津波避難に係る啓発映像は、消防庁のホームページでご覧いただけます。

#### 「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」

[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h24/tsunami\\_hinan/index.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/index.html)

#### 「津波避難に係る啓発映像」

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/tsunami\\_hinan\\_movie/index.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/tsunami_hinan_movie/index.html)

#### 問い合わせ先

(報告書) 消防庁国民保護・防災部防災課 中道・日野・辰巳  
TEL: 03-5253-7525

(啓発映像) 消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室 矢竹・和田  
TEL: 03-5253-7527